

令和8年度「学習・交流センター鳥取」施設内の清掃業務を
委託契約の相手方に決定した記録簿

鳥取市契約規則第 21 条の 3 第 1 項第 1 号に基づき公表を行った結果、契約申込期限までに申出がなかったため、下記のとおり契約の相手方を選定します。

契約の相手方の決定方法及び 選定基準	<p>(1) 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に規定された者であること。 本条項号に謳われている「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」第 5 条第 13 項及び第 14 項に規定する就労移行支援及び就労継続支援を行う障害福祉サービス事業所である。</p> <p>(2) 令和 8 年度鳥取市競争入札参加資格（物品・役務等）で別表営業種目表における営業種目「20：役務」のうち、「20-9：人材派遣」、「20-11：その他」のいずれかを登録している者であること。 令和 8 年度（物品・役務等）参加資格者名簿の中に、営業種目「20：役務」のうち「20-11：その他」で登録されている。</p> <p>(3) 「契約担当職員が特に必要と認める事項」を誠実かつ適切に行える見込みがあること。 誠実かつ適切に行えると判断する。</p> <p>(4) 鳥取市内に本社、営業所等を有する者であること。 本市内に事業所がある。</p> <p>(5) 本市の予算額の範囲で業務遂行できる者であること。 見積金額は予算の範囲内である。</p> <p>(6) 特定随意契約参加申込書を本市に提出し、本市の審査に適合すること。 特定随意契約参加申込書の提出を受け、本市の審査に適合すると判断する。</p>
-----------------------	---